



五泉市不妊治療費助成事業のご案内

市では、不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

助成対象者	次のすべての要件に該当する不妊治療を受けている方 ①治療期間および申請日において夫または妻のいずれか一方または両方が、市内に住所を有すること ②法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係であること
助成内容	・不妊治療に関する保険診療の検査および不妊治療 ・不妊治療に関する保険診療外の検査および不妊治療 ※入院費、食事代、文書料、消費税、先進医療は対象外 ※上記の助成対象者となった日以降に行われた医師が認める不妊治療であること
助成金額	●特定不妊治療費助成（体外受精および顕微授精） 1回の治療につき15万円が上限です。 ●一般不妊治療費助成（上記以外の不妊治療） 1回の治療につき、その治療費の2分の1を助成いたします。 （上限なし。100円未満切り捨て。） 治療の回数は問わず、1年度に1回のみ申請できます。 ●男性不妊治療費助成 特定不妊治療の一環として男性不妊治療の手術を行った場合に助成いたします。男性不妊治療1回につき15万円が上限です。
申請期限	「1回の治療※」が終了した日から1年以内
注意事項	「1回の治療※」とは、検査の開始日もしくは治療開始日から、下記①～③のいずれかまでとなります。 ①妊娠の判定または治療を中断した日 ②一般不妊治療から特定不妊治療へ移行した日 ③治療終了と医師が判断した日 ・加入されている健康保険等から高額療養費、付加給付等の給付を受けることができる場合は先に申請してください。給付された額を差し引いた自己負担額について助成します。

必要な書類は裏面をご確認ください



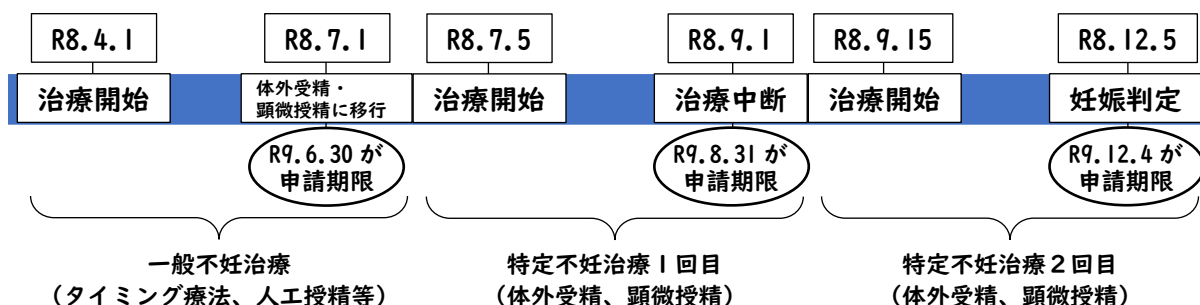
【申請に必要な書類等】

●共通	☐ 五泉市不妊治療費助成金交付申請書	複数回分まとめて申請する場合は、1回の治療につき申請書と証明書が1枚ずつ必要になります。
	☐ 保険医療機関等証明書	
	☐ 不妊治療を受けた医療機関等が発行する領収書および治療内容明細書（治療内容のわかるもの）	原本を提出してください。審査に時間がかかりますので、申請の際にお預かりし、確認後お返しいたします。
●該当する方のみ	☐ 国や地方公共団体から助成を受けた場合 その決定通知書の写し	
	☐ 高額療養費や付加給付等の給付を受けた場合 受給金額や該当月が証明できるもの（振込通知書等）	支給の有無や金額は加入されている保険者によって異なります。不明な場合は保険者にご確認ください。
	☐ 夫婦いずれか一方の住所が五泉市内にない場合 法律上の婚姻関係であることを証明できる書類（戸籍謄本）	
	☐ 外国籍を有する方の場合 外国人登録原票記載事項証明書	
	☐ 事実婚関係の場合 両人の戸籍謄本・事実婚関係に関する申立書	

【申請の流れ】

・1回の治療ごとまたは複数回をまとめて申請できますが、それぞれの治療終了日から起算して1年以内に、必要な書類をそろえて申請してください。

申請例



【お問合せ・申請先】

こども家庭課 すくすく子育て応援係
電話 43-3911